

平成26年12月18日改正

平成26年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成26年3月31日

## 目 次

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 世界レベルの多様な知の創造	4
3 強固な国際協働ネットワークの構築	9
4 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上	12
5 エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進	17
6 前各号に附帯する業務	19
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	20
第三 予算、収支計画及び資金計画	22
第四 短期借入金の限度額	22
第五 重要な財産の処分等に関する計画	22
第六 剰余金の使途	22
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	22
別紙	24

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第三十一条の規定により、平成25年3月29日付け24文科振第700号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中長期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成26年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

## 第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 総合的事項

#### (1) 学術の特性に配慮した制度運営

各事業を推進するに当たり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。

各事業を実施する際には、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力を行う。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）との連携を強化する。

男女共同参画を進めるため、女性研究者を審査委員に委嘱するよう配慮する。

#### (2) 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を開催する。振興会の業務運営に関する重要事項については、幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考に事業を実施する。

#### (3) 学術顧問会議

学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。

#### (4) 学術システム研究センター

研究経験を有する第一線級の研究者を任期付研究員として、所長、副所長、相談役、主任研究員及び専門研究員に配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その際、独立行政法人や民間の研究機関を含む幅広い機関からの人材を研究員として選任し、多様な視点からの意見を活かした業務を実施する。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、ワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。

これらにより、センターが行う学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備し、振興会事業における公正で透明性の高い審査・評価業務や振興会業務全般に対

する有効な提案・助言等を行うことを可能とする。

また、センターの組織運営について、民間企業等を含む外部有識者から構成される運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とすることにより、ガバナンスの強化を図る。

さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含めセンターの活動について積極的な情報発信を行う。

## (5) 自己点検及び外部評価の実施

### ① 自己点検

平成25年度事業に係る自己点検については、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成26年度自己点検評価実施要領」及び「独立行政法人日本学術振興会平成25年度事業の評価手法について」に基づき、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。

### ② 外部評価

学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会において、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」に基づき外部評価を実施する。

外部評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務の改善に役立て、振興会におけるPDCA〔Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）〕サイクルを実施する。

## (6) 公募事業における電子化の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、本格運用を開始している公募事業を継続して実施するとともに、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。

なお、拡充に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を模索し、柔軟な実現方法を検討する。

また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティポリシー及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。

### (i) 科学研究費助成事業

応募手続・審査業務・交付業務について電子申請システムを活用するとともに、交付決定後の一部の手続について電子申請システムを活用すべく開発を行う。

さらに、制度改善に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行う。

- ・ 応募手続

特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の応募書類の受付を電子システムにより行う。

- ・ 審査業務

基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の書面審査並びに特別推進研究の審査意見書の結果の受付について、電子システムにより行う。また、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の第一段（書面）審査結果の開示について、電子システムにより行う。

- ・ 交付業務

特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援の交付申請書の作成、実績報告書・研究成果報告書等の交付決定後の提出書類の作成を電子システムにより行う。また、研究者等の負担を軽減するため、繰越申請書類の作成についても電子システムにより行う。

なお、制度改善に伴う見直しが必要なものにあつては、随時開発を行う。

- (ii) 特別研究員事業、海外特別研究員事業

特別研究員事業では、応募受付、審査業務を電子的に実施できるシステムの導入を検討する。

海外特別研究員事業では、応募受付、審査業務を電子的に実施できるシステムを活用するとともに、制度改善に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。

- (iii) 学術の国際交流事業

既に電子申請システムを用いて応募手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。

但し、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用することとする。

新たに応募・審査業務の電子化を検討する際には、申請数や公募を行う回数等とシステム開発に要する費用を比較し、電子化することの効率性も勘案して導入の是非を判断する。

- (7) 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止

文部科学省が定めるガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用については、抽出した研究機関に対する実地検査を行い、機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、必要に応じて指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止策等について、研究費の使用ルールや実地検査で把握した事例の周知等を通じて注意喚起・助言等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進する。

さらに、研究費の不正使用等の防止に関して研究者の理解が最低限必要な事項について、振興会が交付する研究資金の交付手続等の際に、その内容について確認したこ

とを研究者に明らかにさせることとする。

## 2 世界レベルの多様な知の創造

### (1) 学術研究の助成

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターの機能を活用して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。

学術研究の助成は、科学研究費補助金事業（以下「補助金事業」という。）及び学術研究助成基金事業（以下「基金事業」という。）により、科学研究費助成事業（以下「科研費事業」という。）として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

平成26年度においては、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究、特別研究促進費、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、特定奨励費の交付業務及び平成27年度課題の公募・審査業務（文部科学省が公募・審査業務を行う新学術領域研究、特別研究促進費、特定奨励費を除く。）を行う。

科学研究費委員会において、科研費事業の平成27年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

#### ① 審査・評価の充実

前年度までの経験に基づき、学術システム研究センター等の機能を有効に活用しながら制度の改善を図り、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

##### (i) 審査業務

- ・ 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、必要に応じて「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を改正する。

また、配分審査のための小委員会を開催し、応募された研究課題の審査を行う。

- ・ 審査委員の選考について、審査委員候補者データベースを充実しつつ、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。
- ・ 審査の手引の作成や審査の検証を行うとともに、審査結果を総括する。
- ・ 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用する。
- ・ e-Rad を通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

##### (ii) 評価業務

- ・ 研究進捗評価の実施

特別推進研究、基盤研究（S）及び若手研究（S）について、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価及び研究成果の検証を行う。また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公開するとともに、JSTに情報を提供する。

- ・ 追跡評価の実施

特別推進研究について、研究終了後一定期間経た後に、その研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証するため、書面・合議により追跡評価を行う。また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公開するとともに、JSTに情報を提供する。

- ・ 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の評価方法等の検討  
研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の継続事業課題に係る中間評価の評価方法等について検討を行う。

- ・ 評価方策の検討

学術システム研究センター等の機能を活用して、人員及びコストの増大を極力抑制しつつ、評価機能を充実させるための方策を検討する。

## ② 助成業務の円滑な実施

### (i) 募集業務（公募）

平成27年度公募に関する情報について、科研費事業のホームページにより公表し、研究計画調書の様式などを研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者の利便性向上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む）。

また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、速やかに公表する。

### (ii) 交付業務

科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、平成26年度課題に係る交付業務を迅速に行う。また、平成25年度に補助事業期間が終了する課題に係る実績報告書の提出を受けて額の確定を行う。平成26年度に継続する基金事業の課題については実施状況報告書の提出を受けて状況の確認を行う。国庫債務負担行為が導入された特別推進研究について、平成26年度に継続する課題については実績報告書の提出を受けて額の確定を行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示は、電子申請システムにより、4月下旬までに行う。
- ・ 平成26年度に継続する基金事業の課題に対しては4月中に研究費を送金する。

また、科研費事業の中に設けられた調整金の枠を活用した研究費の前倒し使用や次年度使用について制度改善により研究計画等の進捗状況に応じた更なる弾力的な運用を行う。

- ・ 平成26年度課題に係る交付申請書及び平成25年度に補助事業が終了し

た課題に係る実績報告書については、英文での提出も受け付ける。

(iii) 科研費事業説明会の実施

大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。

また、科研費に対する正しい理解の促進を図るため、初めて科研費に携わる研究機関の事務職員や研究活動をスタートさせたばかりの研究者を対象として、全国各地で初任者研修会を実施する。

③ 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

(i) 研究成果の把握・公表

平成25年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成25年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により広く公開する。

また、振興会が示す期限までに研究成果報告書が提出されなかった場合には、その理由を確認し、特段の理由がない場合は速やかな提出を促す。

(ii) 広報誌等

「科研費 NEWS」を年4回発行し、科研費による最近の研究成果やトピックスを分かりやすく紹介するとともに、エッセイ「私と科研費」により、これまで科研費によって研究を進められてきた方などの科研費に関する意見や期待をホームページに掲載し、科研費の情報発信・広報普及活動を行う。

また、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S）の新規採択課題等を紹介する「我が国における学術研究課題の最前線」を作成し、JSTをはじめ大学等関係機関に配布するとともに、ホームページで公開する。

④ 助成の在り方に関する検討

(i) 審査の検証

科研費事業の審査について、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ検証を行い、事業の改善に反映させる。

(ii) 特設分野研究の検証・改善

新たな学術の芽を掘り起こすために平成26年度に創設する「特設分野研究」について、学術システム研究センター等の機能を活用し、審査体制・方法等を検証し改善を図る。

(iii) 「系・分野・分科・細目表」等の見直し及び時限付き分科細目等改正案の検討

審査体制や審査方法も含めた「系・分野・分科・細目表」の見直し及び平成28年度課題の公募において設定する時限付き分科細目並びに特設分野の設定等について、文部科学省から示される「基本的考え方」を踏まえ、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ検討する。

(iv) 基金事業の見直し



基金事業の執行状況や成果等について検証を加えその結果に基づいて必要な見直しを行うために、必要な体制を検討・構築する。

⑤ 学術研究助成基金の管理及び運用

基金管理委員会において定めた運用方針に基づき、流動性の確保と収益性の向上に努めつつ、安全かつ安定的な基金の運用を行う。

(2) 学術の応用に関する研究の実施

① 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

平成24年7月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえ、以下の先導的な人文・社会科学研究を推進する。

- ・ 「領域開拓」を目的とした諸学の密接な連携を目指す研究
- ・ 「実社会対応」により社会的貢献を目指す研究
- ・ 「グローバル展開」を目指す研究

平成26年度は、平成25年度に採択された「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」の研究テーマのフォローアップを行うとともに、「領域開拓プログラム」を新たに実施する。プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。なお、課題設定に当たっては、学術システム研究センター等の機能を活用する。

② 東日本大震災学術調査

東日本大震災がもたらした社会システムへの被害・影響とその復旧過程を記録・検証し、災害の基礎的な情報を提供する。また、調査研究の有機的な連携に配慮しつつ、学術的に貴重な資料を収集する。

平成26年度は、東日本大震災学術調査委員会が決定した調査事項に基づいて調査を継続するとともに、シンポジウムを開催し情報発信や調査結果の報告を行う。

(3) 研究拠点の形成促進

高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」について、委員会を開催し、審査・評価・管理業務を行う。なお、業務の実施に当たっては、国の定めた制度・方針を踏まえ、プログラムを担当するPD及び拠点ごとのPOを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

平成26年度は、平成19年度に採択された5拠点の実施期間延長に係る審査又はフォローアップ、及び平成22年度に採択された1拠点の中間評価、並びに平成24年度に採択された3拠点のフォローアップを行い、その結果はホームページで公表する。なお、各拠点のフォローアップは外国人研究者の参画を得て国際的な視点で実施

する。

#### (4) 先端研究助成等

(平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務)

##### ① 先端研究助成業務

###### (i) 最先端研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者から提出される実施状況報告書及び実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況の適切な把握・管理に努めるとともに、額の確定を行う。

###### (ii) 最先端・次世代研究開発支援プログラム

取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者から提出される実施状況報告書及び実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況の適切な把握・管理に努めるとともに、額の確定を行う。

##### ② 先端研究助成基金の残余の額の国庫納付

先端研究助成基金の残余の額の国庫納付を法令等の定めるところに従い適切に行う。

##### ③ 先端研究助成基金による研究の内容を広く公開する活動

取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

##### ④ 最先端研究基盤事業

取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者から提出される実績報告書の確認や、必要に応じて行う現地調査等により、額の確定を行う。

また、前年度からの繰越しがあつた場合には、取扱要領等関係規程を踏まえ、補助事業者に対する交付業務を迅速に行う。

#### 【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について、質の高い成果(内容)であるとの評価を得る。

##### ① 学術研究の助成において達成すべき成果

- ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
- ・ 募集業務・交付業務の円滑な実施
- ・ 国内外の学術研究動向を把握し事業に反映
- ・ 融合的分野、萌芽的分野など新しい研究分野の創出支援
- ・ 広く国民に向けた研究成果の情報発信

##### ② 学術の応用に関する研究の実施において達成すべき成果

- ・ 適切な課題設定と研究の実施
- ・ 広く国民に向けた研究成果の情報発信

③ 研究拠点の形成促進において達成すべき成果

- ・ 国の定めた制度・方針に従った評価
- ・ 評価の公正さ、透明性、信頼性の確保
- ・ 積極的な情報発信

また、先端研究助成等（平成21年度補正予算（第1号）等に係る業務）において達成すべき成果は以下のとおりとする。

- ・ 先端研究助成業務においては、確実に額の確定を行う。
- ・ 先端研究助成基金による研究の加速・強化に関する業務においては、確実に額の確定を行う。
- ・ 最先端研究基盤事業においては、現地検査を経た額の確定の実施と前年度からの繰越しがあつた場合の確実な事務処理を行う。

### 3 強固な国際協働ネットワークの構築

我が国の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し、学術における国際交流を促進させる事業を実施する。

その際、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争的な環境の下、厳正な審査を行う。

また、事業の成果及び効果の把握に努め、報告書及び中間・終了時・事後評価を行う事業についてはその結果を、ホームページ等を通じ広く公開する。

さらに、国際共同研究等に係る基本的な戦略について、学術システム研究センター等の機能を活用し、地域や分野の特性を踏まえながら策定するとともに、その戦略に基づいた国際交流事業の見直しに着手する。

#### (1) 国際的な共同研究等の促進

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを着実に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

② 国際的な共同研究の推進

先進8か国学術振興機関長会議（G8-HORCs）の提案を受けて開始した多国間国際研究協力事業等、国際的に取り組むべき課題の解決に向け、研究者からのボトムアップによる発意に基づく研究を主要国学術振興機関と共同で支援する国際共同研

究事業を実施する。

### ③ 研究教育拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築とともに若手研究者の育成を図る研究拠点形成事業及び先端研究拠点事業（継続分）、アジア研究教育拠点事業（継続分）を実施する。

## (2) 国際研究支援ネットワークの形成

### ① 諸外国の学術振興機関との連携

諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、G8メンバー国の代表的な学術振興機関の長が全地球的諸問題や科学技術政策等の共通の関心事について自由に討論する先進8か国学術振興機関長会議（G8-HORCs）、アジア10か国の学術振興機関長がアジア地域共通の課題解決やネットワーク構築に向けた学術振興と若手研究者育成のために広く意見交換を行うアジア学術振興機関長会議（ASIAHORCs）、また、日中韓を中核としたハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）を実施する。

さらに、米国国立科学財団（NSF）の提唱で設立されたGlobal Research Councilにおいて、世界各国の学術振興機関と各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。

また、ASIAHORCsの共同事業として開催される若手研究者育成を目的としたシンポジウム、A-HORCs参加機関間で実施される北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を実施する。

加えて、我が国とアフリカ地域諸国との学術交流コミュニティを形成するため、同地域の学術振興機関間のネットワーク化の取組を実施するとともに、大学間、研究者間のネットワーク化を図る。

### ② 研究者ネットワークの強化

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界14か国において形成された研究者コミュニティによる活動を支援する。また、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティの活動を支援する。

また、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ海外在住者を含む日本人研究者等の情報を集めたデータベースを運用し、登録者間のネットワーク強化を図る。

### ③ 海外研究連絡センターの戦略的展開

我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。海外の学術動向や高等教育に関

する情報収集・調査については、センター所在国・地域及び周辺国における体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図る。

我が国の大学の海外展開支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

### (3) 世界的頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成

#### ① ノーベル賞受賞者と若手研究者との対話の場の提供

##### (i) HOPEミーティング

ノーベル賞受賞者等の著名研究者とアジア太平洋アフリカ地域の大学院博士課程学生等が参加する合宿形式の会議を開催し、若手研究者に国際的環境でのリーダーシップを身につけさせることを目的として、将来の研究リーダー同士のネットワークを作る機会を提供する。

##### (ii) ノーベル・プライズ・ダイアログ

ノーベル賞受賞者等の著名研究者と社会との対話を目指し、ノーベル財団との共催により、若手研究者を中心とした一般市民向けの講演会であるノーベル・プライズ・ダイアログを実施する。

##### (iii) 国際的な会議等への若手研究者の参加支援

国際経験を培うべく、ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を支援する。

#### ② 若手研究者への国際的な研鑽機会の提供

##### (i) 先端科学シンポジウム事業

次世代を担う研究者の育成等のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業を実施する。

##### (ii) 国際ワークショップ及びセミナーの実施

若手研究者のための国際ワークショップ及びセミナーを開催し、専門性の向上とネットワーク形成の機会を提供する。

#### ③ 諸外国の優秀な研究者の招へい

##### (i) 外国人特別研究員事業、外国人招へい研究者事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。

外国人特別研究員事業では、多様な国からの研究者の招へいを着実に図る。とりわけ、戦略的に重要な欧米諸国からの若手研究者の招へいについては、対象国を拡大するとともに、招へい期間を柔軟に設定し、海外対応機関との連携並びに海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。また、外国人研究者を我が国の大学等で常勤職とし

て採用することを促す取組を実施する。

外国人招へい研究者事業では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

両事業については、平成27年度採用分より、外国人研究者の招へいのための事業として統合・メニュー化した募集を行い、効率化を図る。

(ii) 論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカの若手研究者を支援する事業を実施する。

(iii) 招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、研究者国際交流センターにおいて、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施し、日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

#### 【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項で質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

① 国際的な共同研究等の促進において達成すべき成果

- ・ 振興会の支援する国際共同研究等による成果の状況
- ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性

② 国際研究支援ネットワークの形成において達成すべき成果

- ・ 諸外国の学術振興機関との連携・協力強化の状況
- ・ 振興会事業経験者、海外研究連絡センターの活動を通じた国際研究支援ネットワークの拡大・強化の状況
- ・ 積極的な情報発信の状況

③ 世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成において達成すべき成果

- ・ 若手研究者に対する国際的な研鑽機会の提供の状況
- ・ 外国人研究者の招へいのための事業の統合・メニュー化の状況
- ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性

#### 4 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上

我が国の学術研究を担う優秀な人材を育成するため、優れた若手研究者に対する経済的支援や海外で研鑽を積むことができる環境の整備を行うとともに、我が国の大学の改革への取組を支援し、その教育研究機能の向上やグローバル化に積極的に取り組む諸事業を実施する。実施に当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会における人材育成に係る諸課題についての検討を踏まえ、より効果的・効率的な実施に努める。

## (1) 研究者の養成

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間研究奨励金を支給し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業を、計画的・継続的に実施する。

また、研究者養成の観点から、創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者や大学院博士課程学生に対する顕彰事業を計画的・継続的に実施する。

なお、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

### ① 大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を円滑に実施する。

大学院博士課程（後期）学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、PD採用者のうち、特に優れた者を「特別研究員-SPD」として採用し、研究奨励金を支給する。

学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。

特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断期間中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。

### (i) 審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して審査を実施する。

公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査の基準及び評価方法の書面審査委員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い審査を実施する。

学術システム研究センターの機能を活用し、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を検討するとともに、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが作成した候補者名簿案に基づき、「特別研究員等審査会委員等選考会」において選考する。その際、女性の登用に配慮する。

書面審査の不採択者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

### (ii) 事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を行い、研究奨励金支給の効果等

について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。

(iii) 募集・採用業務の円滑な実施

応募受付、審査業務を電子的に実施できるシステムの導入を検討する。

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給を禁ずる旨を掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。

特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。

② 優れた若手研究者の顕彰

(i) 日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見だし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(ii) 日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(2) 若手研究者の海外派遣

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者個人の海外派遣とともに、研究機関の国際研究戦略に沿った組織的な研究者海外派遣など、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会及び国際事業委員会において厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣（個人支援）

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

審査は、特別研究員事業とともに「特別研究員等審査会」にて行う。

募集に関する情報をホームページにおいて分かりやすく公表するとともに、申請



書の様式等を申請者が迅速に入手できるようにする。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を行い、支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に判りやすい形で公表する。

## ② 若手研究者の組織的な海外派遣（組織支援）

### (i) 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム

平成25年度までの採択事業については、頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関を支援する。また、終了した事業について事後評価を行う。

助成事業者から提出される実績報告書の審査等により、助成金の額の確定を行う。

平成26年度の新規公募に関しては、高いポテンシャルを有する我が国の研究グループが、頭脳循環により国際研究ネットワークを戦略的に形成し、その中核となることを図るため、専門家による公正な審査体制を整備し、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を行う大学等研究機関を支援する。

また、他機関の国際研究ネットワークの形成に資するよう、事業を通じて得られる有益な情報を的確に把握・共有できるシステムを運用する。

### (ii) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

我が国の若手研究者が海外で活躍・研さんする機会の充実・強化を図ることを目的とした当該プログラムについて、終了した事業の事後評価を行う。

## (3) 研究者海外派遣業務

(平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務)

研究者海外派遣基金の残余の額の国庫納付を法令等の定めるところに従い適切に行う。

## (4) 大学の教育研究機能の向上やグローバル化支援

大学改革、人材育成など、国の助成事業について、その審査・評価業務を実施する。事業実施に当たっては、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

平成26年度は、以下の事業に係る審査・評価を行う。

### ① グローバル COE プログラム

我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究

拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とした国の助成事業である「グローバル COE プログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成26年度は、平成21年度に採択されたプログラムの事後評価を行う。

② 博士課程教育リーディングプログラム

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産学官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援することを目的とした国の助成事業である「博士課程教育リーディングプログラム」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成26年度は、平成23年度に採択した20件のプログラムの中間評価を行うとともに、平成23年度から平成25年度に採択した62件のプログラムのフォローアップを行う。

③ 大学教育再生加速プログラム

これまでの大学教育改革の成果をベースとして、教育再生実行会議等で示された新たな方向性（アクティブ・ラーニング、学修成果・指標モデル、入試改革・高大接続等）に合致した先進的な取組を実施する大学等を支援することを目的とした国の助成事業である「大学教育再生加速プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

平成26年度は、新たに公募するプログラムの審査を行う。

④ 大学間連携共同教育推進事業

国公立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行う取組の中から、優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことにより、教育の質の保証と向上、強みを活かした機能別分化を推進することを目的とした国の助成事業である「大学間連携共同教育推進事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成26年度は、平成24年度に採択された事業の中間評価を行う。

⑤ 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、教育資源や成果の共有化を図り、質の高い外国人学生の戦略的受入を推進することを目的とした国の助成事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

平成26年度は、平成21年度に採択された13大学の事後評価を行う。

⑥ 大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、アジア・米国・欧州等、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質の保証を伴った日本人学生の海外留学と外国人学生の受入を推進する国際教育連携の取組の推進を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

平成26年度は、新たに公募するプログラムの審査を行う。また、平成24年度に採択した14件のプログラムの中間評価を行うとともに、平成23年度に採択した25件及び平成25年度に採択した7件のプログラムのフォローアップを行う。

#### ⑦ スーパーグローバル大学等事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学等事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

平成26年度は、新たに公募する「スーパーグローバル大学創成支援」のプログラムの審査を行う。また、平成24年度に採択した「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の42件のプログラムの中間評価を行う。

### 【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

- ① 研究者の養成において達成すべき成果
  - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
  - ・ 特別研究員の進路状況
  - ・ 博士課程在学時以外の場所で研究する特別研究員の状況
- ② 若手研究者の海外派遣において達成すべき成果
  - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
  - ・ 海外特別研究員の進路状況
- ③ 大学の教育研究機能の向上やグローバル化支援において達成すべき成果
  - ・ 国の定めた制度・方針に従った審査・評価
  - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性の確保
  - ・ 積極的な情報発信

## 5 エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進

### (1) 調査・研究の実施

#### ① 学術システム研究センター

学術システム研究センターにおいては、海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、結果を取りまとめ、今後の振興会事業に反映させることとす

る。

学術研究動向については、学術システム研究センター研究員全員が専門分野に係る最新の学術の動向を調査し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

特に、異分野の融合、境界領域や揺籃期にある学術研究の動向調査に留意し、科研費「特設分野研究」の分野設定等に活かす。

また、これらの成果については、報告書に取りまとめホームページ等において公表する。

## ② グローバル学術情報センター

グローバル学術情報センターにおいては、科学研究費助成事業、研究者養成事業、学術国際交流事業等の各種データの一元管理（収集・蓄積・管理）を行う。また、収集・蓄積した情報を分析し、その結果を学術システム研究センターに提供するとともに、振興会の諸事業へ提案し、事業改善に活用する。

## (2) 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

### ① 広報と情報発信の強化

国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、普及に努める。

#### (i) ホームページの活用

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。

#### (ii) ブローチャー等の発行

振興会の事業内容について分かりやすく編集したブローチャーを作成し、学術機関、行政機関、海外の諸機関に配布するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。また、英語版ニューズレターを年4回発行し、振興会の事業により来日経験のある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

#### (iii) メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

#### (iv) ソーシャルメディアの活用

公募や行事の情報を迅速に発信するため、必要に応じてソーシャル・ネットワークワーキング・サービスを活用する。

## ② 成果の社会還元・普及・活用

### (i) ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学等で幅広く実施する。

- (ii) 学術システム研究センターの調査・研究の成果については、報告書に取りまとめホームページ等において公表するとともに、事業の企画・立案等に活用する。
- (iii) 学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。

平成26年度は、委員会を開催し、「発見と発明のデジタル博物館（卓越研究データベース）」の充実方策について検討し、実施する。

### (3) 学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。

平成26年度は、以下の会議等を開催するとともに、産学協力研究委員会等の活動についての情報発信、及び産学協力総合研究連絡会議の審議結果についての情報発信に努める。

- ・ 産学協力総合研究連絡会議  
産学協力研究委員会等諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討する。
- ・ 産学協力研究委員会  
産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行うとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、活動成果の刊行を行う。
- ・ 研究開発専門委員会  
将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、専門的な調査審議を行う。

### 【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

- ① 調査・研究の実施において達成すべき成果
  - ・ 調査・研究が事業に活かされたとの評価を得る。
- ② 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用において達成すべき成果
  - ・ 調査研究の成果の研究者をはじめ社会への積極的な提供。
  - ・ 「発見と発明のデジタル博物館（卓越研究データベース）」の充実。
- ③ 学術の社会的連携・協力の推進において達成すべき成果
  - ・ 産学協力研究委員会の活発な活動と一層の活性化の推進

- ・ 産業界のニーズを踏まえた事業展開
- ・ セミナー・シンポジウムの開催と研究活動及び成果に係る情報発信

## 6 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

### (1) 国際生物学賞に係る事務

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第30回顕彰に係る事務を行うとともに、第31回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。

### (2) 学術関係国際会議開催に係る募金事務

学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

## 第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 組織の編成及び運営

理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。また、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。

適切な業務運営の観点から、職員のコンプライアンスに対する意識の向上に資するための研修を実施する。また、リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの分析や対応について検討を行う。

平成25年度の決算については、事業報告書（会計に関する部分のみに限る）、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査及び会計監査人の法定監査を受ける。また、監事監査については、一般的な業務・会計監査のほか重点項目を引き続き設ける。

なお、監事及び会計監査人による監査の結果をホームページ等で公開する。

### 2 一般管理費等の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続、決裁方法など、事務の簡素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、平成25年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。

また、運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

### 3 人件費の効率化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表する。

### 4 業務・システムの合理化・効率化

#### (1) 外部委託の促進

事業の効率的な遂行のための外部委託については、効率化が図られる業務や分野、部門を調査し、外部委託の有効性を検討し、情報セキュリティに配慮した上で、外部委託を促進する。

業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

#### (2) 随意契約の見直し

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、契約監視委員会による点検・見直しを実施するとともに、「随意契約等見直し計画」の取組状況、契約監視委員会での討議事項及び監事監査による契約に関する点検・見直し状況については、ホームページに公開する。

#### (3) 情報インフラの整備

##### (i) 業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準にのっとり効率的かつ適正な会計処理を行う。

##### (ii) 情報管理システムの構築

業務に必要な振興会内の諸手続きについては、情報共有ソフト（グループウェア）ワークフロー機能により、効率的な業務運営が実施できるよう積極的な活用を推進する。

##### (iii) 情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、新たに導入したグループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB 会議システム及びテレビ会議システムの活用を推進する。

##### (iv) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、ポリシー遵守のための実施手順書を引き続き整備し、ポリシー遵守の手順を明確にする。また、ポリシーに基づくセキュリティ対策が行われているかどうかを確認するため、ポリシ

一準拠性監査を実施する。

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCAサイクルの構築及び定着を図るため、ポリシーの遵守状況についての評価を行う。なお、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。

また、職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、実施手順書を用いたセキュリティ講習及び自己点検を年1回実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官業務を外部の専門家に委託する。

災害・事故等の非常時に、情報システムの停止を原因として業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムを早期に復旧させ、継続して利用することを目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。

#### （4）業務運営の配慮事項

業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。また、助成・支援業務において、研究者への支援を確実かつ効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。

### 第三 予算、収支計画及び資金計画

#### 1 予算

別紙1-1～1-3のとおり

#### 2 収支計画

別紙2-1～2-3のとおり

#### 3 資金計画

別紙3-1～3-3のとおり

### 第四 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は75億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

### 第五 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。

### 第六 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査研究の



充実、情報化の促進に充てる。

## 第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

### 2 人事に関する計画

#### (1) 職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

- ① 語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修
- ④ コンプライアンス研修

#### (2) 人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

#### (3) 人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

### 3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。

## 平成26年度 予算 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	28,006
国庫補助金収入	229,885
科学研究費補助金	129,249
研究拠点形成費等補助金	105
大学改革推進等補助金	20
国際化拠点整備事業費補助金	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金	2,030
学術研究助成基金補助金	98,367
事業収入	140
寄付金事業収入	38
産学協力事業収入	253
学術図書出版事業収入	1
受託事業収入	188
計	258,510
支出	
一般管理費	945
うち人件費	320
物件費	625
事業費	27,608
うち人件費	527
物件費	27,081
科学研究費補助事業費	129,249
研究拠点形成費等補助事業費	105
大学改革推進等補助事業費	20
国際化拠点整備事業費補助事業費	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	2,030
学術研究助成事業費	99,196
寄付金事業費	45
産学協力事業費	253
学術図書出版事業費	1
受託事業費	191
計	259,755

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成 26 年度 予算 (一般勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	28,006
国庫補助金収入	131,518
科学研究費補助金	129,249
研究拠点形成費等補助金	105
大学改革推進等補助金	20
国際化拠点整備事業費補助金	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金	2,030
事業収入	38
寄付金事業収入	38
産学協力事業収入	253
学術図書出版事業収入	1
受託事業収入	188
計	160,041
支出	
一般管理費	436
うち人件費	241
物件費	195
事業費	27,608
うち人件費	527
物件費	27,081
科学研究費補助事業費	129,249
研究拠点形成費等補助事業費	105
大学改革推進等補助事業費	20
国際化拠点整備事業費補助事業費	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	2,030
寄付金事業費	45
産学協力事業費	253
学術図書出版事業費	1
受託事業費	191
計	160,051

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成 26 年度 予算 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
学術研究助成基金補助金	98,367
事業収入	102
計	98,469
支出	
一般管理費	509
うち人件費	79
物件費	430
学術研究助成事業費	99,196
計	99,705

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 基金補助金収入に対する支出は、複数年度にわたり行われるため、年度予算の収支は一致しない。

## 平成26年度 収支計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	259,783
業務経費	27,608
科学研究費補助事業費	129,249
研究拠点形成費等補助事業費	105
大学改革推進等補助事業費	20
国際化拠点整備事業費補助事業費	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	2,030
学術研究助成事業費	99,196
寄付金事業費	45
産学協力事業費	253
学術図書出版事業費	1
受託事業費	191
一般管理費	945
減価償却費	28
収益の部	259,783
運営費交付金収益	28,006
科学研究費補助金収益	129,249
研究拠点形成費等補助金収益	105
大学改革推進等補助金収益	20
国際化拠点整備事業費補助金収益	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金収益	2,030
学術研究助成基金補助金収益	99,602
業務収益	140
寄付金事業収益	45
産学協力事業収益	253
学術図書出版事業収益	1
受託事業収益	191
資産見返負債戻入	28
純損失	0
総損失	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成26年度 収支計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	160,079
業務経費	27,608
科学研究費補助事業費	129,249
研究拠点形成費等補助事業費	105
大学改革推進等補助事業費	20
国際化拠点整備事業費補助事業費	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	2,030
寄付金事業費	45
産学協力事業費	253
学術図書出版事業費	1
受託事業費	191
一般管理費	436
減価償却費	28
収益の部	160,079
運営費交付金収益	28,006
科学研究費補助金収益	129,249
研究拠点形成費等補助金収益	105
大学改革推進等補助金収益	20
国際化拠点整備事業費補助金収益	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金収益	2,030
業務収益	38
寄付金事業収益	45
産学協力事業収益	253
学術図書出版事業収益	1
受託事業収益	191
資産見返負債戻入	28
純損失	0
総損失	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成 2 6 年度 収支計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常経費	99,705
学術研究助成事業費	99,196
一般管理費	509
収益の部	99,705
学術研究助成基金補助金収益	99,602
業務収益	102
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成 26 年度 資金計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	261,012
次期繰越金	80,677
資金収入	
業務活動による収入	259,361
運営費交付金による収入	28,006
科学研究費補助金による収入	129,249
研究拠点形成費等補助金による収入	105
大学改革推進等補助金による収入	20
国際化拠点整備事業費補助金による収入	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金による収入	2,030
学術研究助成基金補助金による収入	98,367
寄付金事業による収入	38
産学協力事業による収入	253
学術図書出版事業による収入	1
受託事業による収入	188
その他の収入	991
前期繰越金	82,327

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。



## 平成 26 年度 資金計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	161,302
次期繰越金	2,087
資金収入	
業務活動による収入	160,893
運営費交付金による収入	28,006
科学研究費補助金による収入	129,249
研究拠点形成費等補助金による収入	105
大学改革推進等補助金による収入	20
国際化拠点整備事業費補助金による収入	114
戦略的国際研究交流推進事業費補助金による収入	2,030
寄付金事業による収入	38
産学協力事業による収入	253
学術図書出版事業による収入	1
受託事業による収入	188
その他の収入	890
前期繰越金	2,495

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成 26 年度 資金計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	99,710
次期繰越金	78,590
資金収入	
業務活動による収入	98,468
学術研究助成基金補助金による収入	98,367
その他の収入	101
前期繰越金	79,832

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。